

海外出張報告書

出張目的： IASB会議（2012年10月）傍聴  
日 時： 2012年10月15日（月）～19日（金）  
場 所： ロンドン IASB本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 山下 裕司

## IASB 会議（2012年10月）出張報告

日時： 2012年10月15日（月）～19日（金）

スケジュール： 付録を参照

場所： ロンドン IASB 本部

### 【保険契約】

- 10月15日（月）午後の本会議に先立ち、同日午前中、IASB 単独の保険契約基準案の議論を継続するための教育セッションが開催され、保険料及び保険金、保険金以外の履行コスト並びに新契約費の包括利益計算書上の表示アプローチについて議論した。教育セッションのため、暫定決定事項はなし。
- 10月15日（月）午後および10月16日（火）午後の本会議における FASB との共同セッションでは、以下の議論がされた。
  - (1) 保険料配分アプローチにおける貨幣の時間価値
    - ◇ 残余のカバーに係る負債を測定するために、増額又は割引の際に契約開始時の割引率を使用すべきであると暫定決定した。
  - (2) 有配当契約に係る負債の変動の表示
    - ◇ ミラーリング・アプローチが適用される有配当契約に適用される従前の暫定決定を再検討したが、両審議会は、暫定合意には至らなかった。
    - ◇ FASB は、ミラーリングの決定の適用がなく、かつ、保険契約者に対する契約上の義務が基礎となる項目の公正価値に直接的にリンクする契約については、保険負債の変動を純損益に表示すべきであると暫定的に決定した。
  - (3) 保険料及び保険金、保険金以外の履行コスト、並びに新契約費の包括利益計算書上の表示
    - ◇ 保険料および保険金一既経過保険料表示を適用して算定すべきであり、保険料を保険者が期間中に提供したカバー（及びその他のサービス）の価値に比例して各期間に配分し、保険金を発生時に表示すべきであると暫定決定した。
    - ◇ 保険金以外の履行コスト一次の3項目について暫定決定した。①保険料のうち保険金以外の履行コストをカバーするために配分する部分は、ビルディング・ブロック負債の測定に含まれた保険金以外の履行コストの当初予想した金額と同額とする。②保険金以外の履行コストをカバーするために配分する保険料は、それらのコストが残余のカバーに係る負債から解放されると予想される期間（それらが発生するか又は発生保険金に係る負債に追加されると予想される期間）の既経過保険料に含める。③費用として表示する金額は、

当該期間に発生したか又は発生保険金に係る負債に繰り入れた実際のコストとする。

- ◇ 新契約費一次の項目について暫定決定した。①新契約費に関連するキャッシュ・フローをカバー期間にわたって包括利益計算書に認識すべきである。（IASB）②保険者は、財政状態計算書上で保険契約負債を、保険債務を履行するための予想キャッシュ・フローとマージンに分解表示する。（FASB）③提案された残余／単一マージンの配分と整合する方法で新契約費を包括利益計算書に認識すべきである。すなわち、IASB については、契約に基づいて提供されるサービスの移転のパターンと整合する方法で認識する。FASB については、保険契約者に不利益を与える特定の不確実な将来事象が発生した場合に保険契約者に補償するために待機する履行義務を保険者が充足するにつれて（保険者がキャッシュ・アウトフローの変動性の減少によって示されるリスクに対するエクスポージャーから解放されるにつれて）認識する。認識するマージンは、認識する新契約費の金額についてグロス・アップする。

- 10月19日（金）のIASB単独セッションでは、以下の議論がされた。

(1) 裁量権のある有配当性を含む金融商品

- ◇ 契約の境界線の規準及び認識規準を次のように調整することを暫定決定した。
  - a. 裁量権のある有配当性を含む金融商品にとっての契約の境界線は、契約がもはや契約保有者に実質的な権利をもたらさなくなった時点（契約保有者がもはや当該契約中の裁量権のある有配当性から生じる給付金を受け取る契約上の権利を有しなくなった時点、又は、課された保険料が、まだ契約保有者でない人々が同条件で入手可能な給付金とほぼ同じ給付金を契約保有者にもたらす時点のいずれか）である。
  - b. 企業は、裁量権のある有配当性を含む金融商品の契約条項の当事者となった時（例えば企業が契約により現金を支払う義務を負った時）に限り、その商品を認識しなければならない。

(2) 経過措置

- ◇ 保険者は、次の点を除き、IFRS 第9号「金融商品」の分類変更のガイダンスに従わなければならないことを暫定決定した。
  - a. 新保険契約基準案の適用により新たな会計上のミスマッチが生じる場合には、適格金融資産について公正価値オプションの指定を行うことを認めるべきである。
  - b. 新保険契約基準案の適用により会計上のミスマッチが存在しなくなった場合には、過去の公正価値オプションの指定を取り消すことを要求する

べきである。

- c. IFRS 第9号の早期適用後、売買目的保有ではない資本性金融商品の一部又は全部の公正価値の変動の表示にはその他の包括利益を使用することを新たに選択すること、又は該当する場合に過去の選択を取り消すことを認めるべきである。

- ◇ 保険者は、当初認識時から表示される最も古い期間の期首までのすべてのキャッシュ・フローの見積り変動を当初認識時にすでに知っていたと仮定して、移行時の残余マージンを算定しなければならないことを暫定決定した。
- ◇ IFRSを既に適用している保険者について提案する経過措置は、IFRSの初度適用企業にも適用するべきであることを暫定決定した。
- ◇ 移行時における有形固定資産及び投資不動産の再指定について、明示的なガイダンスを含めないことを暫定決定した。

### (3) 発効日、比較財務諸表及び早期適用

- ◇ IASBは、保険契約の最終基準公表日から強制発効日までの期間として、約3年間の猶予を与える意図であると表明した。さらに、IASBは、強制発効日前に保険契約基準の適用を認めること、および、最終の保険契約基準の適用開始時に、比較財務諸表の修正再表示を要求することを暫定決定した。

- 引き続き、IASBは、2012年11月の合同会議で保険契約プロジェクトに関する審議をFASBと共同で行う予定である。

### 【マクロヘッジ会計】

- 10月17日（水）午前、IASBは、提案されている金利ポートフォリオ・ヘッジ活動に関する再評価モデルについての議論を継続するために会合し、2011年11月の会議で識別された11のステップの最後の議論を行ったが暫定決定事項はなかった。

(1) 信用リスク及び変動レグの検討（ステップ8及び9）－提案されている再評価モデルにおける信用リスク及び変動レグに関連するヘッジ手段のデリバティブの公正価値変動の取扱いについて、IFRS第9号「金融商品」の要求通り、純損益を通じて公正価値評価で測定するもの（FVPL）となるかどうか議論した。

(2) 未認識項目の取扱い（ローン・コミットメント及びパイプライン取引）（ステップ2及び3）－財政状態計算書で認識されていない項目（例：パイプライン取引）を、金利リスクに関するネット・ポートフォリオ再評価アプローチに基づくマクロヘッジの会計モデルに統合できるかどうかについて、①概念フレームワークとの整合性、②存在している項目と存在していない項目との間の経済的及び法的境

界線、③パイプライン取引をヘッジされるリスクポジションに含めない場合の会計上の含意および代替案について議論した。

- 今後、IASB スタッフは、提案されている再評価モデルの金利リスク以外のリスクに対する適用について検討を開始する予定である。また、スタッフは、これまでのIASBの議論に関する検討をした上で、再評価モデルの概略についての起草に着手する予定であり、これは、マクロヘッジ会計のディスカッション・ペーパーに含まれる可能性がある。

#### 【分類と測定】

- 10月18日（木）午前のセッションにおいて、以下が説明された。情報提供のみであり、暫定決定はなかった。
  - IASBは、9月までに議論を概ね終了し、2012年第4四半期中にIFRS第9号の限定的な改訂となる公開草案を公表予定である。
  - 規制環境における金利に関してIASBスタッフがフィードバックを受け取っており、IASBは、公開草案プロセスを通じて当該論点に関してさらに多くの情報収集を予定している。
  - 公開草案には、元本と貨幣の時間価値及び信用リスクの対価との修正された関係についての明確化の提案が含まれるが、契約上のキャッシュ・フローの特性の評価についてはそれ以上の修正は提案しない。

#### 【減損】（IASB 単独）

- 10月18日（木）午前のセッションにおいて、以下が説明された。IASBは、10月までに関係者へのアウトリーチ結果の分析を終え、11月のボード会議で満期までにわたる期待損失（life-time expected loss）の認識要件を再検討する予定であり、2012年第4四半期中に再公開草案が公表される予定となっている。
- 10月のボード会議では、IASB スタッフは過去数カ月に実施された投資家、アナリスト、規制当局、監査人及び作成者へのアウトリーチ結果の要約を次の通り説明した。
  - 信用の質が悪化した資産と悪化していない資産を区別する減損モデルを支持する意見が過半数であった。
  - 残存期間における損失の測定時期に関する規準およびリテール・ローンへの適用については明確化が必要、また、費用対コストの観点からの検討も必要とする意見があった。引き続き、残存期間における予想損失の認識要件の明確化について11月以降に検討する。

#### 【収益認識】

- 2011年11月に公表された公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下、2011年ED）

に関する再審議が2012年5月から実施されている。10月18日（木）午後のボード会議（FASBとの共同）では、以下の2つの論点について暫定決定があった。

(1) 契約変更

- ◇ 取引価格の変更のみが生じる契約変更について、契約の範囲が変更される場合と整合的な会計処理をする。（2011年EDの20項が削除される）
- ◇ 2011年EDの22項(a)の範囲内の変更について、取引価格の見積りの事後的な変更がある場合について、既に充足された履行義務に関連しない場合は、その変更を将来に向かって会計処理すべきことを明確化する。

(2) 履行義務の完全な充足に向けての進捗度の測定

- ◇ アウトプット法的一种である、製造単位法（units produced）、引き渡し単位法（units delivered）についての明確化を図る。製造単位法は、期末の仕掛品の価値に重要性がない場合は企業の履行の合理的な代替数値を提供しうる。引き渡し法は、期末日の仕掛品の価値に重要性がなく、かつ、製造したが顧客への引き渡しが未了の完成品の価値に重要性がない場合に限り、企業の履行の合理的な代替数値を提供しうる。

**【その他】**

- IFRIC アップデート（IFRIC Update 2012年9月の説明）
- デュープロセス文書の説明
  - (1) 持分法会計：その他の純資産の変動の会計処理（IAS第28号の修正案）
  - (2) IFRS年次改善（2011年～2013年サイクル）（90日のコメント期間）
  - (3) IAS第16号「有形固定資産」、IAS第38号「無形資産」の修正案—収益に応じた減価償却（120日のコメント期間とするため、コメント期間が90日間の年次改善から分離して単独でEDを公表する）
- IAS第8号—発効日および経過措置の説明

IAS第8号第28項(f)<sup>1</sup>の削除が2012年5月のボード会議で暫定合意されていたが、今般、IASBにおける投票プロセスを停止し、最新の作業計画から削除する（IAS第8号の修正の緊急性が低下したことによる）ことが決定された。

以上

<sup>1</sup> 第28項(f)では、企業が開示すべき項目として以下の記載がある。「当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、次の事項に関する修正額、(i) 影響を受ける財務諸表の各表示科目、(ii) IAS第33号「一株当たり利益」が企業に適用される場合、基本的および希薄化後一株当たり利益」

付録 スケジュール

10 月 15 日 (月)

時間	アジェンダ項目
10:00 - 12:00	保険契約 (IASB 単独の教育セッション)
12:00 - 13:00	昼食
13:00 - 15:00	保険契約 (IASB 単独の教育セッション)
16:00 - 18:00	保険契約*

10 月 17 日 (水)

時間	アジェンダ項目
10:30 - 11:30	マクロヘッジ会計
12:30 - 15:00	保険契約*

10 月 18 日 (木)

時間	アジェンダ項目
10:00 - 10:15	分類と測定
10:15 - 11:15	減損
11:15 - 12:30	昼食
12:30 - 14:30	収益認識*

10 月 19 日 (金) 午後

時間	アジェンダ項目
9:00 - 9:15	IFRIC アップデート
9:15 - 9:30	デュープロセス文書
9:30 - 10:00	IAS 第 8 号発効日と経過措置
10:00 - 12:00	保険契約 (IASB 単独)

\* : FASB と共同のセッション